

○食物アレルギーに関する診断書・指示書の書き方

[食物アレルギー児における食品除去のための診断書]

できるだけ記入をしやすくするために、食品除去の根拠、症状、誤食時の対応については、当てはまる記述を○で囲むか複数の選択肢より選ぶようにしました。「乳児期発症の食物アレルギーの関与するアトピー性皮膚炎」の場合には、「その他」の()内に「アトピー性皮膚炎」または「AD」と略してご記入ください。

診断書の記入は年に1回を原則とし、年度内に摂取可能食品が増えた場合には、食物アレルギー食事指示書(変更届)に記入していただくようにしました。

[摂取可能食品]

卵、牛乳、小麦、大豆に関しては食品除去が必要な場合でも摂取可能な食品があれば該当する食品を○で囲み、摂取量に関する指示があればご記入ください。

摂取可能食品が増えた場合には、摂取可能食品を○で囲み、「変更届」にも記載をお願いします。

[食物アレルギー食事指示書(変更届)]

受診記録簿を兼ねていますので、受診されたときに毎回、記入をお願いします。摂取食品に関する指示に変更がない場合には、「変化なし」を○で囲み、次回受診予定日を記入してください。摂取可能な食品の種類や量が増えた場合には「変化の内容」を記入し、同時に「摂取可能食品」の一覧表の該当食品を○で囲んでください(赤ペンで囲まれるとわかりやすくなります)。

○園へのお願い

園における食品除去を実施するための診断書記載は多くても年に1回とし、同じ年度の変更は食物アレルギー食事指示書(変更届)で対応をお願いいたします。

園での食品除去は完全除去を原則としますが、実情を考慮し、卵、牛乳、小麦、大豆に関しては具体的な食品をあげて、摂取可能な食品を○で囲むようにしました。新たに摂取可能な食品が増えた場合には○で囲まれた食品が増えることとなります。園の給食では出ることがないと考えられる食品があれば、あらかじめ二重線で消し、指示を希望する食品があれば()内に記入して、保護者にお渡し下さい。

変更届は受診記録をかねており、長期間にわたり医療機関を離れて漫然と食品除去を続けることのないようにするためのものですのでご協力をお願い申し上げます。